
スポーツにおける 紛争と事故

日本スポーツ法学会年報第2号

1995

日本スポーツ法学会

スポーツ障害・事故の法律的側面の現状と課題

望月 浩一郎

(弁護士)

スポーツの裾野が広がることによりスポーツ事故が紛争に至るケースも増えている。スポーツ事故紛争は、事故により受傷した者のみならず関係者に大きな社会的経済的損失を招き、スポーツの発展にとって障害となる。本稿では、スポーツ事故紛争を防止するために何が必要であるかを検討する。

第一 スポーツ事故をめぐる紛争の実態

一九九五（平成七）年三月末までに公刊集に掲載されたスポーツ中の事故及びスポーツ施設に係る事故判例（若干の未掲載判例を加えた）二二二事件、二六二判決を対象に検討をした。

裁判の類型は、刑事事件（六件、二・八パーセント）、民事損害賠償請求事件（一九九件、九三・九パーセント）、各種保険関係事件（七件、三・三パーセント）に大別される。保険関係事件は、学校事故における日本体育・学校健

康センターの見舞金請求（二件）、就業中のスポーツ事故についての労災補償（五件）をめぐる事件である。

判決に至ったスポーツ事故民事損害賠償請求訴訟判決の主文を見ると、被災者側の請求を一部ないし全部認めた事件数は一二〇件（六〇・三パーセント）、被災者側の請求を全部棄却した事件数は七九件（三九・七パーセント）である。判決に至った事件は、スポーツ事故紛争の一部にすぎず、判決が判例集に掲載されていない事件、提訴されたものの判決前に和解により解決した事件、訴訟に至る前に示談で解決した事件などを加えれば、法律上の紛争となったスポーツ事故は、判決数の数倍にのぼると推測される。

民事損害賠償請求事件の被災者を、年代別に分けると未成年者（大学生は成人とした）の事故が一三三件と六七パーセントを占め、その中でも、中学生と高校生の事故が九六件と四八パーセントを占める。この六年間に対する安全対策が重要な課題となっている（図1）。

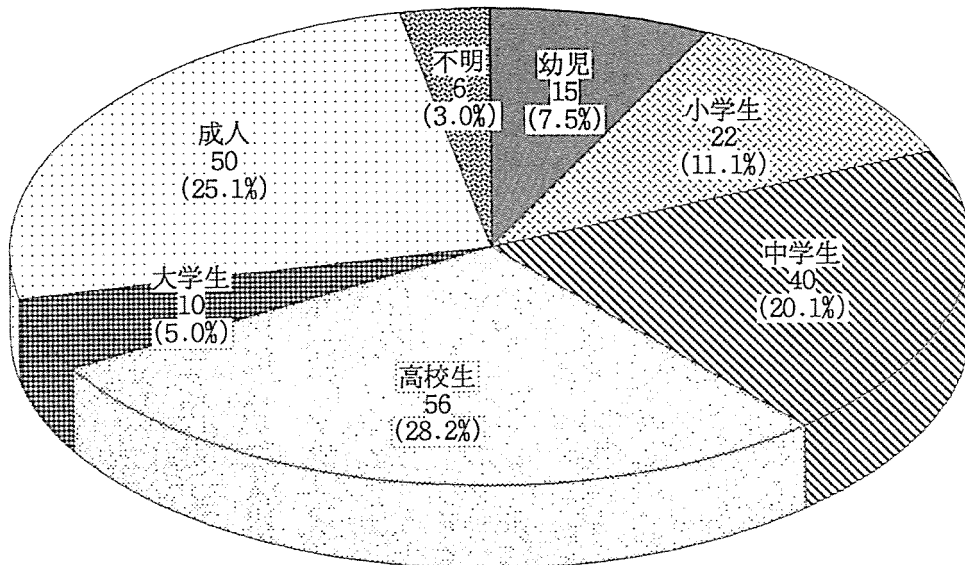
民事損害賠償請求の被告は、地方自治体が最も多く、その中で学校での事故が大半を占めている（図2）。被告となった地方自治体を都道府県単位で整理すると、第一位が埼玉県（県下市町村を含む。以下同じ）で一一件、第二位が大府府と兵庫県で各九件、第四位が神奈川県と千葉県で各六件であり、人口と判決数が必ずしも対応していない。このような傾向の原因も検討される必要がある。

第二 スポーツ事故をめぐる紛争の特徴

スポーツ事故民事損害賠償請求訴訟の特徴は二つある。

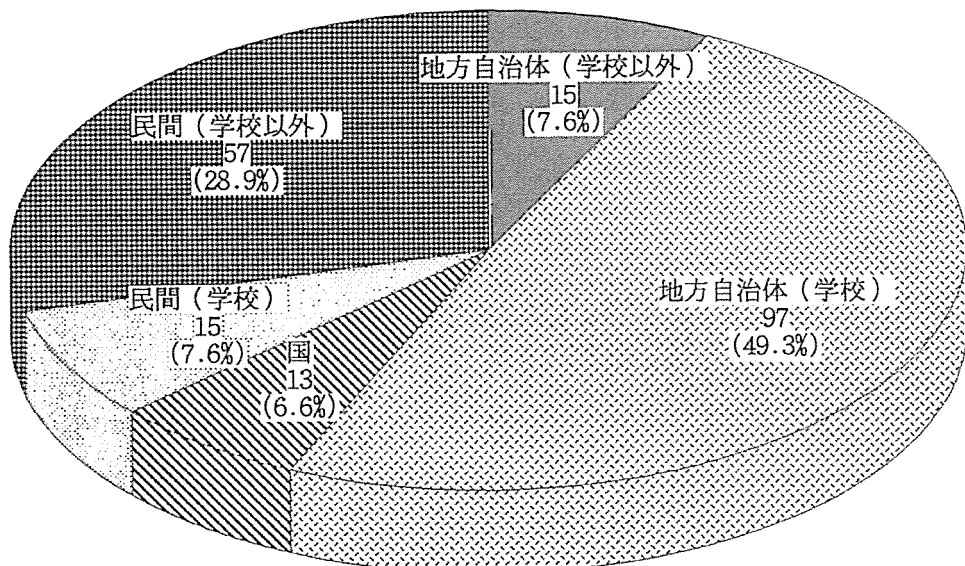
第一は、一審判決数が顕著な増加傾向にあることである（図3）。

第二は、競技種目別の事故発生件数と訴訟件数との相関関係である（表1）。判決に至った事件を競技種目別に整



民事損害賠償一審判決199事件

図1 被災者の年齢別分布



民事損害賠償請求事件197事件の被告

図2 被告種別事件数

理すると、第一位が水泳、第二位が野球・ソフトボール、第三位が山岳・ハイキングと続く。この順位は事故の発生件数の順位と必ずしも比例しない。事故件数で上位を占めるバレーボールは、判決数ではわずか四件（第一三位）でしかない。事故が法的紛争に至る割合はスポーツ種目によって必ずしも一致しないという特徴である。

これらの特徴はどのような要因により生じるのか。労災訴訟は、かつてはスポーツ事故と同様に訴訟件数が著しく増加した。しかし、その後、労災事故訴訟は減少に転化した。スポーツ事故訴訟は未だ増加傾向のままである。そこで、労災訴訟と対比して、スポーツ事故訴訟が減少しない要因を検討してみる。

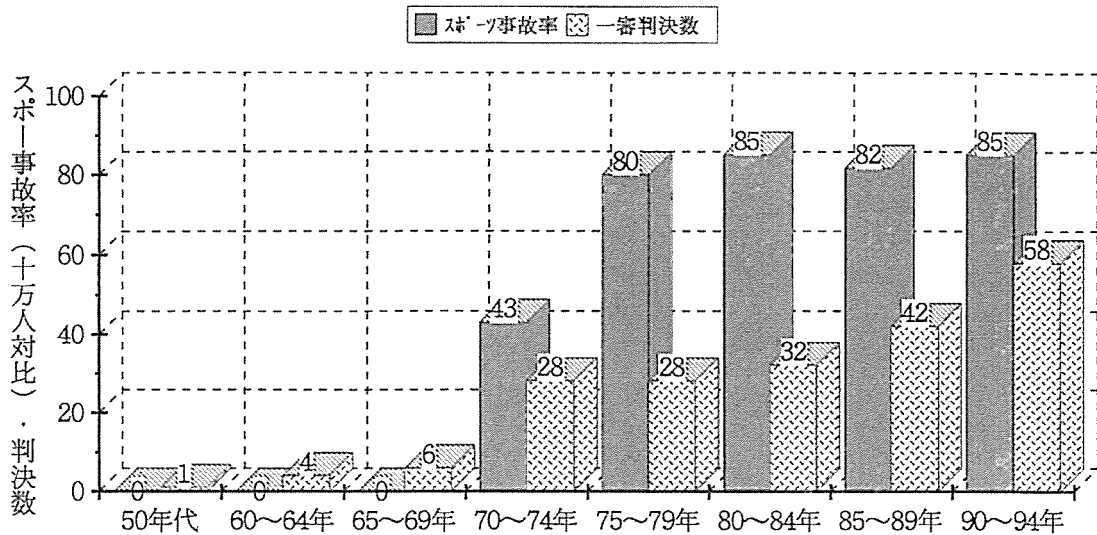
労災事故訴訟事件数は、一九六〇年代までは年間数件ないし数十件にしかすぎず、この時期には公的な統計もない。「けがと弁当は自分持ち」ということばに代表されるように、労働災害は被災労働者自身の「不注意」により生じるものであるとされ、被災者に対する補償は問題とされなかった。それが、一九七〇年代前半から訴訟が増加し、一九七五（昭和五〇）年には年間三八〇件が新たに提訴される時代を経て、現在では年間約二〇〇件程度の新提訴件数に減少している（図4）。

労働災害事故訴訟件数が減少したのは、いくつかの要因が複合的に影響しているが、とりわけ、①事故発生件数の減少、②労災保険制度・民間の損害保険制度の普及と充実が大きな影響を与えている。この二点について、労災事故とスポーツ事故とを比較して検討する。

第三 スポーツ事故の予防対策

(1) 事故の発生件数の推移

労働災害では、一九六一（昭和三六）年以降、死傷者数も事故の発生頻度も減少傾向にある。一九六一（昭和三



民事損害賠償請求訴訟199事件一審判決数

図3 スポーツ事故率・判決数対照表

表1 種目別事件数・訴訟事件数対比表

NO.	種 目	一審判決	スポーツ安全協会		学校事故	
			事 故 数	順 位	事 故 数	順 位
1	水泳	48	210	19	116	10
2	野球・ソフトボール	21	15,862	2	1,131	1
3	山岳・ハイキング等	19	134	21	3	22
4	ゴルフ	18	11	52		
5	スキー	15	286	17	34	14
6	柔道	15	1,782	6	119	8
7	拳法・合気道・空手等	11	966	9	83	10
8	サッカー	10	6,593	3	445	2
9	体操・器械体操等	9	367	16	176	6
10	ラグビー	7	686	12	236	4
	その他の競技	40	39,126		1,150	
	総数	213	66,023		3,493	

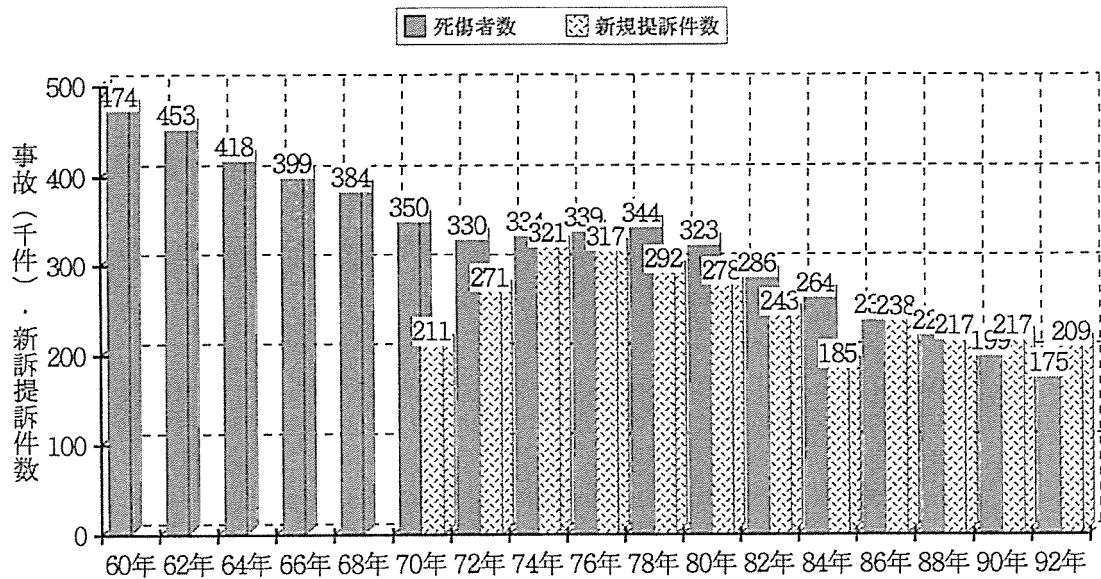


図4 労災事故数・訴訟数対照表

六)年には四八万人の労災事故死傷者数があったが、一九九三(平成五)年には一七万人と約三分の一に減少している(図4)。

労災事故の発生の減少には、産業構造の変化により炭鉱など事故の多い職場が減少したという要因もあるが、事故防止策との関係では、①労働安全衛生法の立法(一九七二(昭和四七)年)などの行政側からの対策が進んだこと、②事業主側としても労働災害事故を起こすと生産に支障があるだけでなく、被災者への補償に多額の費用を必要とするというコストが意識され、予防対策が進められたこと、の二点を特に指摘できる。

一方スポーツ事故はどのように推移をしているかという点、財団法人スポーツ安全協会の傷害保険金支払実績⁽¹⁾から見ても日本体育・学校健康センターの調査⁽²⁾によっても事故発生率は経年的に大きな変動がない(図3)。全国脊髄損傷者連絡会のアンケート調査⁽³⁾では、スポーツ事故は交通事故(四五・五パーセント)について受傷原因の第二位(二三・三パーセント)となっている。

(2) 競技団体の事故対策

労働災害においては、訴訟の増加は事業主にコストを意識させ事故の予防対策を進めたが、スポーツ事故の場合には、未だ、訴訟事件の増加

が行政、競技団体、教育機関における事故予防対策に十分に結実していない。

スポーツ関係者と意見交換をすると、スポーツは危険を内在しており事故を回避することは不可能であるという立場から、スポーツ事故訴訟に消極的な意見を聞くことが多い。スポーツ事故を皆無にすることは不可能であるが、個々のスポーツ事故の原因を分析し対策をたてる努力を怠ったまま、スポーツ事故を全て不可抗力であるとするのは、将来の事故防止の視点からは有害である。

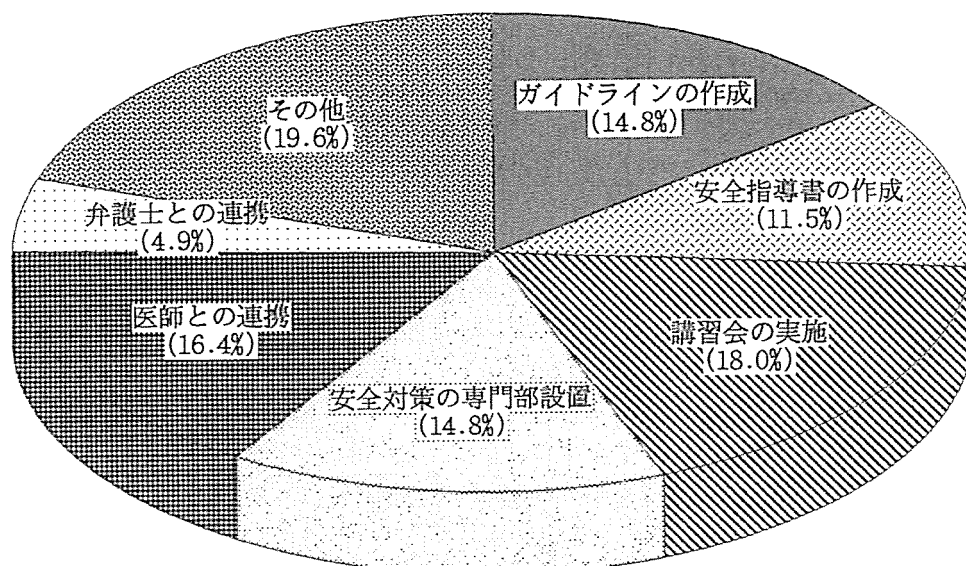
本報告に当たっては、菅原哲朗弁護士と共同で競技団体を対象としたアンケートを実施し、競技団体の事故防止対策を調査した。回答があった二六競技団体の中で、事故の発生状況などを何らかの形で把握している競技団体は全体の三六パーセントである。社団法人日本漕艇協会や財団法人日本水泳連盟（以下「日本水泳連盟」という）は、事例をまとめ、事故の概要を紹介し、事故原因を分析して小冊子⁽⁴⁾にまとめるという優れた活動をしているが、このような積極的な活動を行っている競技団体は少数である。

二六競技団体中で二一団体が何らかの事故の予防対策を講じている。対策の内容は、講習会の実施、医師との連携における緊急時対策、安全対策の専門部の設置、ガイドラインの作成などが中心である（図5）。

財団法人全日本剣道連盟は、竹刀が防具の「面」⁽⁵⁾の格子の間を抜けることがないように竹刀の先端の大きさを規制している。これは訴訟になった事件を教訓にして予防処置を取ったものと思われる。過去の事故事例の検討からの事故防止対策をさらに進める必要がある。

第四 スタート事故の検討

全種目の競技について詳細に述べる基礎資料は有しないので、水泳における飛び込み事故（飛び込み競技と区別す



事故対策を行っている21競技団体

図5 競技団体の事故対策の内容

るため以下「スタート事故」という)について、事故防止対策の現状を具体的に検討する。

(1) スタート事故の発生状況

日本パラプレジァ医学会・日本整形外科スポーツ医学会の調査報告においては、海やプールでの水底への衝突による頸髄損傷事故件数は、一九九〇(平成二)年一年間だけで四四件にのぼり、全スポーツ・レジャーの頸髄損傷事故一八二件の二四パーセント⁽³⁾を占めている。全国脊髄損傷者連絡会のアンケートにおいても、スポーツによる頸髄損傷事故は、水泳(四三・〇パーセント)が第一位の原因となっている(図6)。

また、宮崎市立宮崎中学校スタート事故訴訟判決⁽⁶⁾では、大事故には至らないものの、約三分の一の生徒がスタートで水底への接触経験があることを指摘している。このように、スタート事故がいつ発生してもおかしくない危険な状態が広範に存在し、実際にスタート事故は繰り返し発生している。

スタート事故について、その発生要因を、施設の設置管理の問題と指導の問題とに分けて検討する。

(2) スタート事故予防のためのプールの設置管理の問題

① プールの規格

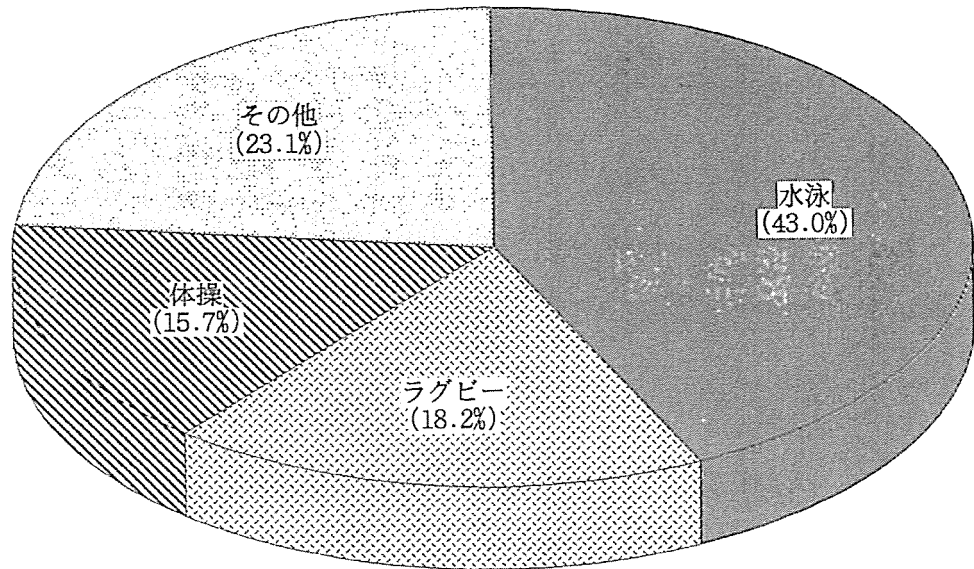
浅いところに高いところから飛び込めば水底にぶつかるということは常識論でも理解しうるところであるが、どのような構造のプールであれば安全にスタートができるかが問題となる。

プールの規格については、主なものとして、文部省の規格、日本水泳連盟の規格、財団法人日本体育施設協会の規格があり、また建築関係者が設計の際に参考にする資料としては『建築資料集成』⁽⁷⁾の中に日本水泳連盟の規格が紹介されている。

文部省が定めた規格は、一九六六（昭和四一）年の『水泳プールの建設と管理の手びき』⁽⁸⁾（『手びき』）である。児童生徒の年齢に対応して各種プールの水深を定めている（表2）。

『手びき』においては、この規格を提示するに至るまでの、プールの水深の変遷につき次のように述べられている。「一般にプールの水深は、簡単に考えられているが、使用目的に適合したものを選ばなければならない。昭和の初期につくられた競泳プールには二メートルにも及ぶ深いプールもあるが、戦後から昭和三五年ごろまでにつくられたプールでは、日本水泳連盟の公認規定の一・〇メートル、FINA（国際水泳連盟）規定の五フィート（一・五四メートル）を考慮して、最浅水深を一・五〇メートル程度にとるのが普通とされていた。しかし、一般公開をするプールでは、管理上深すぎるとの非難もあつた。最近では、FINA規定が三フィート（〇・九一四メートル）以上とするように改められ、日本水泳連盟の規定を満足するとともに、公式試合や一般公開における実際上の経験を考慮して、一・三メートル程度が多く採用されるようになった。小中学校プールで、公認プールにならつて最浅水深を一メートル以上にとることがあるが、これでは深すぎて事故の原因ともなるので、日本水泳連盟では『小中学校標準プール』に関する規定を設けて、最浅水深を八〇センチメートルとするようにすすめている。」

このように、文部省の『手びき』の定めるプールの規格は、溺死事故を防止する視点で定められているものである。



全国脊髄損傷者連絡会の調査・1994年4月

図6 スポーツによる頸椎損傷事故原因

スタート事故を防止するために、どの程度の深さが必要かとの検討がなされた上で定められたものではない。

『手びき』の規格は、指針・めやすという性格であり拘束力を有するものではなく、今日に至るまで二九年間改定されていない。なお、一般的には知られていないが、文部省は、一九八二（昭和五七）年頃からは『手びき』の基準に基づいては指導をせず、日本水泳連盟の公認規則などを参考に安全な水深とするようにと指導をしている⁹⁾。しかし、現在係属中のスタート事故訴訟においてさえ、被告自治体から、当該プールが『手びき』の規格に合致していることが安全性を有している根拠として主張されている現状があり、文部省の指導の変更は、教育現場へ周知徹底されているとはいいがたい。

日本水泳連盟の規格は、公認規則で定めるプールの規格である。公認規則は、競技会における記録を公認するために必要な条件を定めているものであり、安全の確保自体を目的としているものではない。

日本水泳連盟は、スタート事故が多発することから、一九七九（昭和五四）年、一九八二（昭和五七）年、一九八五（昭和六〇）年、一九八七（昭和六二）年、一九九二（平成四）年の公認規則の改定で順次プールの規格を改定し、プールの最浅水深をより深くし（一九八二（昭和五七）年以降は小学校用プールにおいても最浅水深を一メートル

ル以上とするよう指導している)、水深の浅いプールのスタート台の高さを規制してきたが、一九九二(平成四)年の公認規則改正において、スタート台から前方五メートルまでの水深が一・二メートル未満の場合はスタート台の設置を禁止した。

日本水泳連盟は、公認規則改定の経過につき次のとおり説明している。「今回の『プール公認規則』の改正により国際水泳連盟の規則改正に従って、スタート側前方の水深が一・二メートル未満のプールではスタート台の設置が認められなくなったことに奇異の念を抱かれた向きも少なからずあったと思われるが、実のところこうした考えはアメリカにもあって、水深一・六メートル以下のプールではプール・サイドからの飛び込みを禁止しているのが一般的のようである。(略)水深一・二メートルは決して安全の基準ではない。しかし、水深二・七メートル以上のプールを規則で強制することは、余りにも現実離れしているための妥協に過ぎない。」⁽¹¹⁾とし、公認規則の規格は、「絶対的な安全基準ではなく」「競技会を開催する上での『当面の画一的な最低基準』」⁽¹²⁾であるという。

財団法人日本体育施設協会・学校プール調査研究委員会は、一九八五(昭和六〇)年、プールの水深とスタート台の高さとの関係につき、水深はスタート台の高さの三倍以上とする、とのガイドラインを示している。⁽¹³⁾

② プールでの到達水深の実験

安全基準を定めるには、基礎資料の検討が不可欠である。到達水深については研究者の報告は多数ある。⁽¹⁴⁾兵庫県立加古川北高校スタート事故訴訟控訴審判決は、⁽¹⁵⁾「一般の大学生はもとより、小・中学生であつても水面上三〇ないし七〇センチメートルのプールから逆飛び込みをする際、入水角度が四五度以上であり、しかも、入水後手首を後屈させる等の調整をしなければ、水深深度は本件プールの深さを越える一・五メートル以上にも及び、したがって、急角度の飛び込み、入水の際の手首の前屈、腕の脱力など、飛び込み方法の如何によっては、頭部が容易にプールの底に達することが認められる」と判示し、その証拠として一審被告兵庫県が提出した筑波大学野村武男助教授が行った実

表2 文部省「水泳プールの建設と管理の手びき」における水深・スタート台の基準

プールの使用目的		最浅水深～最深水深	スタートの高さ	
学校用	幼児用	0.3m～0.8m	一般	30cm～75cm
	小学校用	0.8m～1.1m	小中学校用	40cm
	中学校用	0.8m～1.4m	競技用	60cm
	高校・大学用	1.2m～1.6m		
競技用		1.3m～1.8m		

文部省「水泳プールの建設と管理の手びき」(1966年)より作成。

験を録画したビデオテープを摘示している。

この実験は、小学生一六名、一般大学生二四名、大学水泳部員一六名を対象として延べ一九四回のスタートを行わせ、空中姿勢と水中姿勢を共にビデオで撮影したものである。訴訟には、ビデオテープのみが証拠として提出されているため、本報告にあたり、私が、深さや距離を測定した。ビデオテープを再生して、ディスプレイ上で測定をしているため、正確性の点で限界があり、深さや距離の測定は最小単位を一〇センチメートルとしている。

水面上三五センチメートルのスタート地点から、「普段行うスタート」をした場合の頭部の到達水深を対象群ごとに比較をする(図7)。小学生は、腹打ちと言われる全身が同時に入水するというスタートが多く、到達水深が浅い児童が多い。しかし、個人差は大きく、入水地点が近い場合や上級者と思われる被験者は到達水深が深く、最大到達水深が一六〇センチメートルという児童がいる。一般大学生は、到達水深の個人差は小さくなるも、最大到達水深一三〇センチメートルという学生がいる。大学水泳部員の場合には個人差はさらに小さくなるが、平均到達水深は一〇三センチメートルと対象群の中で最も深くなる。

スタート地点を高くした場合には、小学生も一般大学生も到達水深はさらに深くなる(図7)。

技量の高い大学水泳部員を対象にスタート台三五センチメートルの高さから様々な条件を与えてスタートをさせると、「普段行うスタート」より到達水深は深くなる(図8)。

手首を平の方向に曲げる手首前屈は、潜る方向に力が働き到達水深が深くなる条件である。この場合には、到達水深は平均でも二メートルを超え、最も到達水深の深い者では三・三メートルにも及ぶ。到達水深は浅くなるはずの条件（手首後屈）であつても普段のスタートに比べて平均で三〇パーセントも到達水深が深くなるという興味深い結果となつている。

安全性の基準を提言するためにはさらに多角的な検討が必要と考えるが、少なくとも水深一〜一・三メートルという現在の一般的なプールでは、低いスタート台からあつても水底に頭部を打ちつける可能性が高く、このようなところでのスタートを許容することは危険であると言えよう。

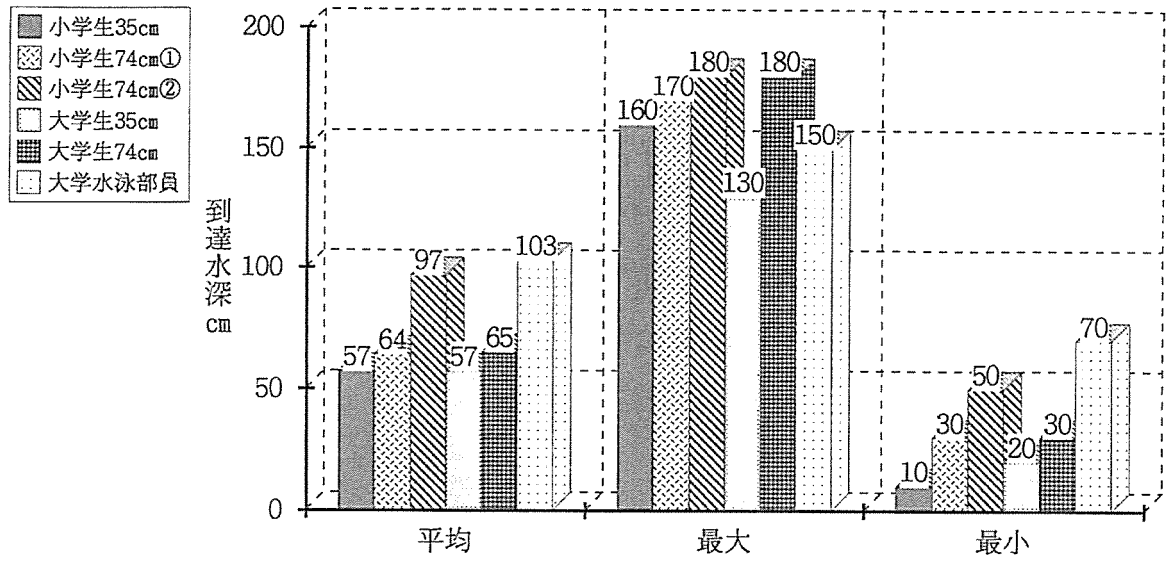
③ 安全のための余裕

一般的に施設の安全性を考えるとときには、事故が生じないよう余裕をもつて安全性を考える。重量物を持ち上げるのに当該重量を少しでも超えれば切断するようなぎりぎりの条件のロープは使用しない。実際には、切断荷重の数分の一を安全荷重として使用の限界としている。ちなみに、クレーン等安全規則においてはワイヤーロープの安全係数は六以上と定められている。

このような安全のための「余裕」は、産業界に特有なものではない。外国の水泳指導書⁽¹⁶⁾においては、“error margin”⁽¹⁷⁾を前提として、完璧なスタートをできなかった場合でも水底に衝突しない水深を示している（図9）。

④ プールの設置管理の実態

現在のプール設置管理の実態はどうなつているのであろうか。一九九四年、埼玉県内の七四の室内プールを対象としたアンケートを実施し、プールの設置管理状況を調査し、六〇プールの回答を得た。⁽¹⁷⁾ スタート台が設置されていない三プールとスタート台からのスタートを禁止している四プールを除く五三プールは、スタート台直下の水深が平均一・〇九メートル、スタート台の高さが平均四一センチメートルである。



スタート台の高さを変え、対象群を比較した実験

図7 到達水深 (対象群比較)

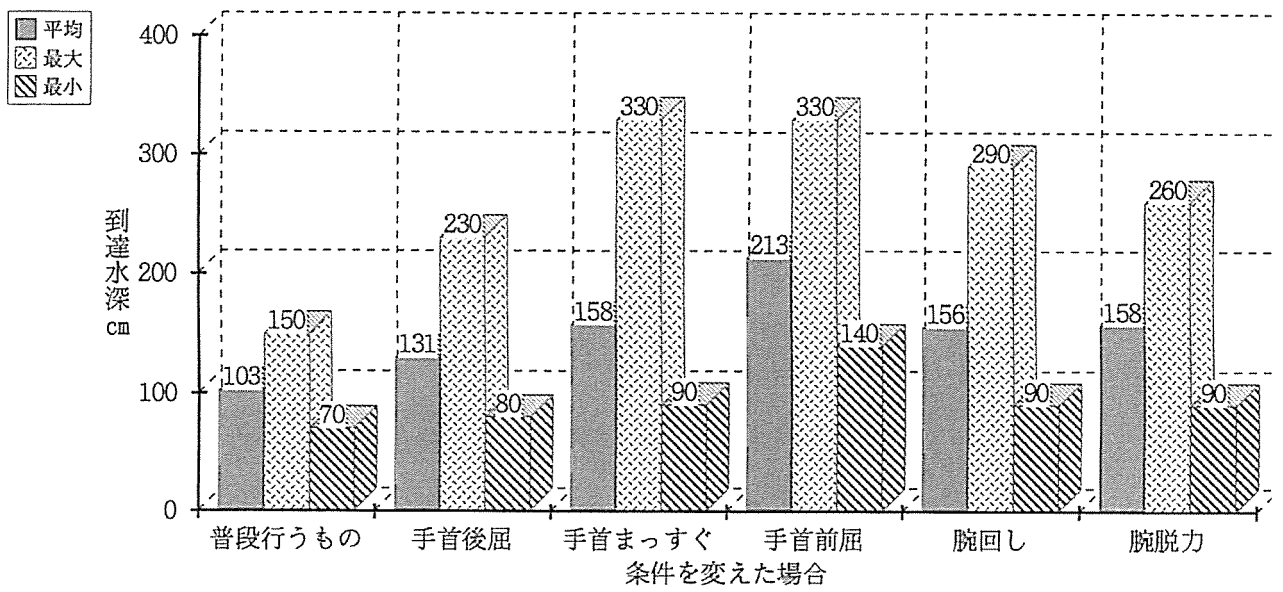


図8 到達水深 (大学水泳部員)

スタート台からのスタートを許容している五三プールの中で、日本水泳連盟と財団法人日本体育施設協会の両ガイドラインを満たすプールは、わずかに六プール（一一パーセント）でしかない。いずれの基準にも該当しないままスタートを行わせているプールも二九プール（五五パーセント）ある（図10）。

「絶対的な安全基準ではなく」「競技会を開催する上での『当面の画一的な最低基準』」である日本水泳連盟の公認規則の基準さえ満たさないプールが大半だという現状は、埼玉県に固有の現状ではない。自治体レベルで検討しても、独自の視点で安全性を検討している自治体はごく少数でしかない。⁽¹⁸⁾

⑤ 危険な状態が放置された原因はどこにあるか

このような安全性に欠ける施設が普及してしまった要因としては、プールの構造に関するガイドラインがスタート事故予防の視点に欠けるという瑕疵があったことに最大の原因がある。

一九六〇年代以降、全国の学校に急速にプールが普及した。このような中で示されたガイドラインが、文部省の『水泳プールの建設と管理の手びき』（一九六六〔昭和四一〕年）である。従前、プールの水深を一・三〜一・五メートルとする例が多かったところ、学校プールを普及させるに際し、初心者の溺死事故を防止する点から水深を見童生徒の身長を考慮して水深を浅くした基準を提示した。

しかし、スタート事故を防止するための視点に欠けていたため、水深を浅くする一方で、従前の水深の深いプール同様にスタート台を当然のように設置して、ここでスタートをさせるといった内容であった。このような瑕疵あるガイドラインが総合的な安全性に欠けるプールを普及させた最大の要因である。

もう一つの要因は、水泳のスタート事故防止のための研究者の提言がほとんどスポーツの現場に反映していないことである。すでに、第七回整形外科学会（一九八一年）において、「プールの水深をもっと深くすべきだ！」という意見が強く出されており、その後も研究者が様々な研究成果を発表しているが、⁽¹⁹⁾これが水泳の指導者・

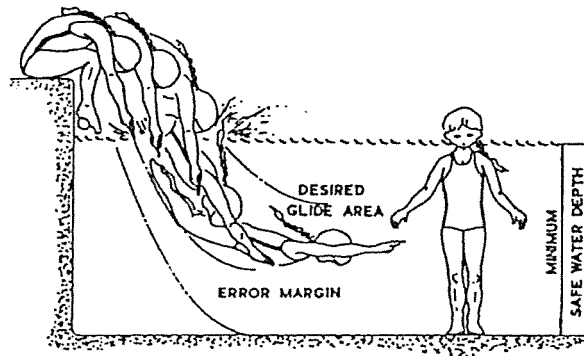


Fig. 27.12 Bunched sitting fall

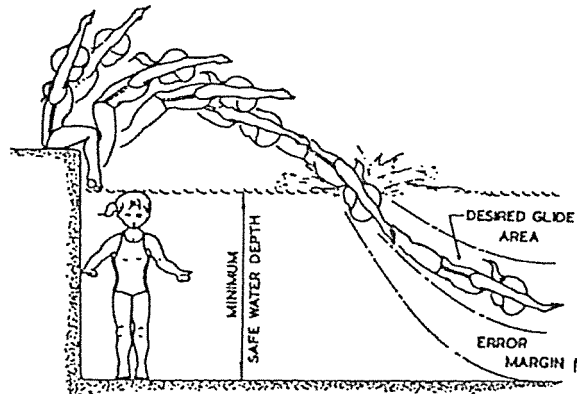
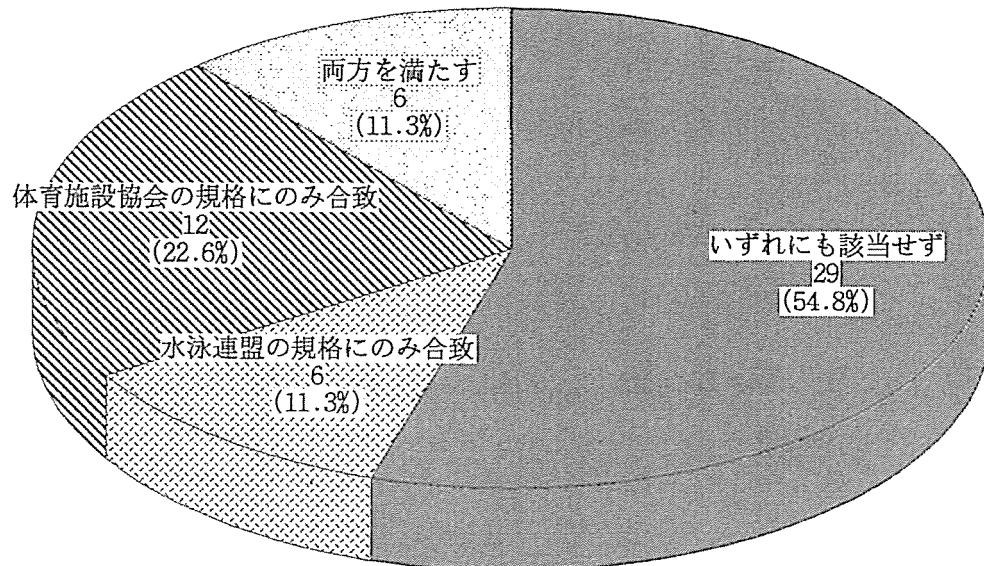


Fig. 27.14 Slitting spring

図 9

Mervyn L. Palmer., "The Science of Teaching Swimming", Pelham Books, 1979.



スタートを行わせている53プール

図10 プールの現状

施設管理者に十分に伝わらないため、プールの構造の改善にはつながっていない。

この点に関しては、訴訟において裁判所がとってきた対応も要因の一つである。スタート事故訴訟において、裁判所は、文部省の「手びき」や公認規則の規格が安全性を確保するに不十分ではないかという疑問を示しながら、プールの設置管理の瑕疵を否定し、あるいは、設置管理の瑕疵の判断を回避してきた。裁判所が、浅いプールでスタートを行うことの危険性を正面から判断しないために、「水深一〜一・三メートルという『普通』のプールで、『普通』の飛び込みをする限り事故は起こらない」という安全神話を生み出したのである。⁽²⁰⁾

「教育条件整備の不十分な実際において、教師が施設管理の一端を担わざるを得ないとしても、教師が危険であると認識するような施設を教育活動に供している設置管理責任まで教師に帰せしめるべきではないであろう」と指摘されているが、同意見である。⁽²¹⁾

⑥ スタート事故の防止のための施設のガイドライン

このような問題提起をすると、スタート事故を防ぐために水深を深くすれば、溺死事故の危険性があるのではないかという反論があり、水深が浅いプールでスタート台を設置し続けることを正当化する根拠とされてきた。

スタート事故を予防し、かつ、初心者⁽²²⁾の溺死事故を予防する水深を求めることは二律背反であり、一つのプールを前提とする限り回答はない。すなわち、前提として一つのプールが、溺死の危険性が高い初心者や児童の使用に適し、かつ、競泳のスタートを行うに適していなければならないという現在の「常識」をもう一度考え直さなければならぬ。

複数の利用目的が一つのプールでまかなえなければ、それぞれの目的に合致した複合構造のプールとするか、構造の異なる複数のプールを用意する以外安全性を担保する方法はない。このような複合構造のプール、あるいは水深を変えることが可能なプールなどの工夫が必要である。

過去のある時点においては普通とされていた施設が、後の時代から見れば常識外と判断される場合がある。飛び込み競技用プールと競泳用プールとを分けて設置することは、今でこそ常識であるが、戦前のプールにおいてはこの二つを兼用するプールが多くあった。兼用プールでは、飛び込む者と泳いでいる者とは衝突する危険性があるため、戦後に設置されたプール以後分離されたものであり、戦後の「常識」なのである。⁽²³⁾

(3) スタート事故予防のための指導上の問題

スタート事故防止の視点から施設の問題を検討したが、指導の点における問題も少なくない。

中野区立九中水泳部員のスタート事故⁽²⁴⁾は、スタート台直下の水深が一・一メートルのプールで四五センチメートルの高さのスタート台上から、スタート台前方約二メートルの位置にスタート台と同程度の高さに支持した直径六五センチメートルのフラフープの輪をくぐるように飛び込む練習を行った際に生じた事故である。このような練習方法は、三年生の水泳部員がスイミングスクールで教えられ、学校で試みたということである。

すでに、過去の訴訟において同様の指導方法の安全性が問われている。被災者に九五〇〇万円の和解金を支払った福岡市立多々良中スタート事故訴訟⁽²⁵⁾は、水泳部の練習で入水地点の水面にフラフープの輪を浮かべ、そこをめぐらせてスタートをさせた事件であるし、広島地裁係属中の広島市立早稲田小学校スタート事故訴訟⁽²⁶⁾は、事故の直前にスタート台前方の空中にロープを渡し、それを越えるようにスタートをさせた事件である。

スタート台前方にデッキブラシを差し出す、スタート台前方の水中に生徒を立ててこれを越えるように入水させるなど、スタート台前方の一定の距離を越えて入水することを強制する指導方法は、稀有な指導方法ではない。

これらに類似する指導方法は、上級者を対象とするものとしてはパイクスタートの指導方法⁽²⁷⁾として紹介され、初心者を対象としたものとしては、入水地点を遠くにするための指導方法として紹介⁽²⁸⁾されている。初心者を対象として紹

介している指導書では、①スタート台は使用しないこと、②空中に差し出した棒は単なる目標であって、泳者がスタートをした後はすぐに下方に下ろすようにすること、③スタート後の入水角度が深くなる可能性があるため、水深が約二メートル以上あるプールで行うことが解説され、棒の位置は、容易に越えることができる程度に凶解されている。

スタート台前方に障害物を置くと、障害物の位置がスタート地点から遠く、しかも高くなるほど、踏切方向が高い角度となり、高い位置から急角度で入水することになる。これは、まさにパイクスタートの目標としていっているところであり、到達水深が深くなる要因を含んでいる。従って、初心者を対象とする場合には、前記のような留意事項を厳守する必要があるが、実際には、到達水深が深くなる危険性について関心を払われないうまま、浅いプールで、見よう見まねでスタート台から遠く、かつ、スタート台と同程度ないしそれよりも高い位置に障害物を置く場合が少なくない。正しい知識を伴わない、見よう見まねの指導が広範に放置されている実態は、安全の確保の上からは問題である。

同様の問題をもう一例紹介する。研究者は、「うつむいて顎を引いて入水すると頸椎反射によつて背中が丸められた状態となるので、入水角度が大きくなり深く潜りやすいので十分気を付ける必要がある」という指摘をしている。⁽²⁹⁾しかし、水泳のスタートにおいては、「顎を引け」という指導は広範になされており、文部省の水泳指導書でも、一九八五（昭和六〇）年までは「水に入ろうとするとき、手先と頭とを少し下げ気味にする」「顔を上げるのは水中であつて水に入る前に顔を上げてはならない」と⁽³⁰⁾とされており、また、同様の記述がなされている水泳指導書も少なくない。⁽³¹⁾

最近の指導書の中には、スタートを行うには最低二メートルの水深を確保することを明示するものもあるが、スタート事故に言及していない指導書は未だ多い。⁽³²⁾

施設・指導方法に対する様々な提言や研究の内容が、スポーツの現場に十分に反映していない現状の改革は急務である。

第五 補償制度

訴訟が減少しない要因のうち一つは、補償制度が不十分なために被害を救済する手段が乏しいことである。

主な補償制度として、財団法人スポーツ安全協会の保険と日本体育健康センターの見舞金制度があるが、これらの保険制度はいずれも任意加入制であり、スポーツ事故が包括的に補償されているものではない。

また、補償水準は、スポーツ安全保険の保険金額は最高額が二〇〇〇万円（危険度の高い種目については五〇〇万円）であり、日本体育・学校健康センターの見舞金の上限は次第に増額変更されているが、死亡事故で一七〇〇万円、重度後遺障害で二二九〇万円であり、自動車損害賠償責任保険の三〇〇〇万円と比べても低い。とりわけ、若年者が重度後遺障害を負った場合には、年金制度を採用している労災保険制度（遺族補償は最高で月額一時金三〇〇万円＋被災者の年収の六七パーセント、障害補償は最高で月額三四二万円＋年収の八五パーセントの年金）と比べると天地の差がある。

補償制度が整備されない限り、被災者は民事損害賠償請求訴訟を選択するほか方法がなく、訴訟の増大の要因となる。

第六 事故が法的紛争に至る要因

スポーツ事故の第二の特徴である、事故が法的紛争に至る割合が競技種目により異なる理由を検討する。

不法行為制度の目的に制裁的な要素を認めるか否かの議論はあるが、被災者とその家族が、現実に提訴するか否か

を決断する要因には、損害賠償制度が果たしている損害填補機能と制裁的機能とを共に考えざるをえない。

損害の填補―被害の補償の点から見ると、法的紛争に至る事故は、そのほとんどが、死亡ないし重篤な後遺障害を残すケースである。スポーツは危険を内在しており、事故を皆無にすることは不可能であるが、回復不能な障害はスポーツの目的に反し許容されているとはいえない。スポーツ紛争に至るケースはこの許容の限界を超えたケースであるといえる。種目により事故総数の中の重傷事故の割合に差があり、重傷事故が占める割合が多いことが法的紛争に至るケースの増加要因となっている。

制裁的機能の点からは、被災者側から見て、事故の責任を明確にしたいという意識が働く場合は法的紛争に発展する要因となる。

一九八八（昭和六三）年に新居浜商業高校バスケット部で生じた女子生徒の熱中症による死亡事故について、裁判所は、一九九四（平成六）年四月、救護処置を怠った教諭の責任を認め原告勝訴の判決を下した。この判決の報道³³を見ると、原告である被災者の両親は、裁判係属中に、同じ学校の、同じバスケット部で、同じ顧問教師の指導の下で再度熱中症による死亡事故が生じたことで、「娘を二度無くした思い」、「娘の後輩が亡くなり、何のために裁判をしていたのかと、自問自答しながら二度と起こしたくないと言う信念でやってきた」とコメントしている。

訴訟を起こすことは被災者と遺族にとっても、社会的にも精神的にも大変な負担である。この負担を乗り越えてなお提訴し、判決を求めるのは、第一に被害が重大であり、第二に容易に事故を防止しえたにもかかわらず事故が生じた場合のように責任の所在を明らかにしたいという事件である。

事故件数に比べ訴訟件数が多い種目の関係者は事故の予防に特に努力が求められていると考える。スポーツ事故紛争に関係した場合は、紛争の渦中に入ったと嘆くだけでなく、事故を契機に原因を分析し、事故防止策の確立につなげる必要がある。

まとめ

スポーツで重大な健康障害を生じることが、スポーツ本来の目的に反し、かつ本人及び関係者に大きな社会的経済的損失をも招く。

増加傾向にあるスポーツ事故をめぐる紛争を減少させるには、第一に、各スポーツ種目ごとに、過去の事故例を集約して分析し、事故の再発を予防するための対策を講じること、第二に、不幸にも生じてしまった事故について、被災者及びその家族に対する十分な補償がなされるよう補償制度を拡充普及することが肝要である。

注

- (1) 財団法人スポーツ安全協会…『スポーツ活動中の障害調査一四』、一九九三(平成五)年。各種目ごとの保険金支払い実績件数(医療給付のみを含む)。
- (2) 日本体育・学校健康センター…『学校の管理下の死亡・障害』。教育活動としての体育活動に伴う事故・死亡・障害(一九八七(昭和六二)年～一九九二(平成四)年)における死亡または後遺障害を残した事故件数。
- (3) 全国脊髄損傷者連絡会…『頸髄損傷者の日常生活及び介助に関する実態調査報告』、SSKA通巻第二二五三号、一九九四(平成六)年。
- (4) 社団法人日本漕艇協会…『ボート練習の安全対策』、一九九二(平成四)年。日本水泳連盟医・科学委員会、日本水泳ドクター会議…『水死事故―そのメカニズムと予防対策』、ブックハウスHD、一九九三(平成五)年。
- (5) 名古屋地判一九八八(昭和六三)年二月五日、判例時報一三二二一号。
- (6) 宮崎地判一九八八(昭和六三)年五月三〇日、判例時報二二九六号。
- (7) 日本建築学会…『建築資料集成五』、丸善、一九八二(昭和五七)年。
- (8) 文部省…『水泳プール建設と管理の手びき』、教育図書、一九六六年。

- (9) 一九九一年四月一二日の参議院決算委員会において奥田体育局長がスタート事故予防対策について答弁をしたが(第一二六国会参議院決算委員会会議事録第三号)、内容が不明確なため、山田裕祥弁護士と私が、同年五月二八日高杉重夫文部省体育局長育科課長補佐(当時)から説明を受けた。
- (10) 「水面上〇・七五メートルの高さから、成年男子あるいはそれに近い体格の人間が、任意な(あるいは乱暴な)姿勢で飛び込んで頭部や頸部を傷めないですむ水深をコンピューターを使ったシュミレーションで調べたところ、その深さはほぼ二・七〇メートル前後であった」、財団法人日本水泳連盟公認規則・一九九二(平成四)年。
- (11) 財団法人日本水泳連盟・『飛び込み事故』と水深の関係について、プール公認規則、一九九二(平成四)年。
- (12) 財団法人日本水泳連盟・『浅いプールでの飛び込み事故予防に関する見解の全て』、月刊水泳一九九三(平成五)年一月号。
- (13) 財団法人日本体育施設協会・学校プール調査研究委員会・『建設・管理・指導・事故対策―学校水泳プールの全て』、一九八五(昭和六〇)年。
- (14) 土方幹夫・『水泳事故の検討II―初心者の安全なスタートについて』、新潟大学教育学部高田分校研究紀要二三号、一九七八(昭和五三)年。武藤芳照・太田美穂・『水泳における安全対策―プールでの飛び込み事故を例に』、J.J. Sports Sci. 一一巻五号、一九九二(平成四)年。
- (15) 神戸地判一九九二(平成四)年二月一九日・判例タイムズ八二二二号。大阪高判一九九四(平成六)年一月二四日。
- (16) Mervyn L Palmer "The Science of Teaching Swimming". 注29の文献中に引用されている。
- (17) 望月浩一郎・『スタート事故予防対策の原状と課題―埼玉県室内プールの実態調査から』、月刊スクールサイエンス二四七号、一九九四(平成六)年。
- (18) 一九八八(昭和六三)年に横浜市が、一九九二(平成四)年に練馬区が、それぞれ浅い小中学校のプールのスタート台を改修し(朝日新聞一九八八(昭和六三)年二月二二日、東京新聞一九九三(平成五)年五月一六日)、一九九四(平成六)年西宮市がプール底を柔らかい素材に改修した(日本教育新聞一九九四(平成六)年六月二五日)。
- (19) 武藤芳照・『水泳の医学』、ブックハウスED・一九八二(昭和五七)年。同・『水泳の医学II』、ブックハウスED・一九八九(平成元)年。野村照夫・『プールでの飛び込み事故のバイオメカニクス』、J.J. Sports Sci. 一三巻二号、一九九四(平成六)年。
- (20) 望月浩一郎・『飛び込み事故とプール設置管理の瑕疵』、ジュリスト一〇一三三号、一九九二年。同・『スタート事故と指導者管理者の法的責任』、J.J. Sports Sci. 一三巻二号、一九九四(平成六)年。

- (21) 須藤陽子…「下級審時の判例―市民プールを利用した課外クラブ活動中のプール飛び込み事故」、ジュリスト一〇三五号、一九九三(平成五)年。
- (22) 小谷寛二…「プールにおける『スタート事故』の予防」、体育科教育四二巻八号、一九九四(平成六)年。
- (23) 日本建築学会…『建築資料集成一』、丸善、一九六〇(昭和三五)年。
- (24) 朝日新聞一九九四(平成六)年一〇月二日。
- (25) 朝日新聞一九九二(平成四)年九月一日。
- (26) 中国新聞一九九三(平成五)年六月二〇日。
- (27) 浅見俊雄外…『現代体育・スポーツ体系第一四巻・競泳、飛び込み、水球、シクロナイズドスイミング、日本泳法』、講談社、一九八四(昭和五九)年。
- (28) 末光智広…『シリーズ絵で見るスポーツ⑭・スイミング』、ベースボール・マガジン社、一九九一(平成三)年。
- (29) 合屋十四秋外…「人体及びグミによる水泳飛び込み事故発生メカニズムの解明と指導マニュアルの作成」、平成四・五年度科学研究費補助金研究報告書、一九九四(平成六)年。
- (30) 文部省…『水泳指導の手びき』一九六五(昭和四〇)年。
- (31) シャロン・デービス(野村武男監修)…『土・日で覚える水泳』、一九九三(平成五)年。
- (32) 「水泳医・科学シンポジウム(一九九二(平成四)年)」において松本高明氏は、水泳指導書約三〇冊を検討し、溺水に言及する指導書が八三%あるのに対し、スタート事故による頸髄損傷に言及している指導書は一七%しかないと報告している。
- (33) 愛媛新聞一九九四(平成六)年四月一四日。

日本スポーツ法学会役員名簿 (1993年6月24日現在)

千葉 正士	会長	東京都立大学名誉教授
伊藤 堯	副会長	東京女子体育大学
井上 洋一	理事	奈良女子大学文学部
奥島 孝康	理事	早稲田大学法学部
坂本 重雄	理事	静岡大学人文学部
菅原 哲朗	理事	菅原哲朗法律事務所
諏訪 伸夫	理事	筑波大学体育学系
永井 憲一	理事	法政大学法学部
西村 宏一	理事	東海大学法学部
萩原 金美	理事	神奈川大学法学部
濱野 吉生	理事	早稲田大学人間科学部
森川 貞夫	理事	日本体育大学体育学部
湯浅 道男	理事	愛知学院大学法学部
池井 優	監事	慶應義塾大学法学部
小笠原 正	監事	東亜大学法学部
小林 真理	事務局員	早稲田大学人間科学部
斎藤 健司	事務局員	慶應義塾大学体育研究所
佐々木光明	事務局員	日本体育大学社会科学研究室
佐藤 千春	事務局員	朝日大学法学部
鈴木モモ子	事務局員	東京女子体育大学
中村 祐司	事務局員	宇都宮大学教育学部
野間口英敏	事務局員	東海大学体育学部
日野 一男	事務局員	実践女子短期大学

[年報編集委員会]

委員長 森川貞夫 / 委員 小笠原正 / 事務局員 野中ルミ子

スポーツにおける紛争と事故
 <日本スポーツ法学会年報第2号 1995>

1995年12月20日 発行

編集人 森 川 貞 夫

発行人 千 葉 正 士

発売所 早稲田大学出版部

〒169 東京都新宿区戸塚町1-103

☎03-3203-1551/振替00130-3-1123

印刷・製本 平文社

© 日本スポーツ法学会 Printed in Japan

ISBN4-657-95946-8